

## 普通預金

令和5年7月3日現在

| 項目                 | 内容   |
|--------------------|--|
| 商品名                | 普通預金   |
| ご利用いただける方          | ・法人、個人等の方<br>・反社会的勢力に該当しない方  |
| お預入金額              | 1円以上（1円単位）   |
| お預入期間              | 期間の定めはありません。   |
| お預入方法              | 随時お預入れできます。<br>現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替、振込でのお預入れができます。<br>ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。   |
| 払戻方法               | 随時払戻しできます。   |
| お預入利率              | 変動金利   |
| 適用利率               | お預入時の店頭表示金利を適用利率として適用します。  |
| お利息                | 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日にお支払いします。  |
| 計算方法<br>(付利単位100円) | 毎日の最終残高1,000円以上(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます)<br>について1年を365日とする日割りで計算します。  |
| 税金                 | お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。<br>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税<br>が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。<br>ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。<br>※法人のお客さまには、2016年1月1日以降、お支払するお利息から地方税5%の特別徴収は行<br>われておりません。   |
| 金利情報               | 金利は当金庫ホームページに掲載いたします。(または窓口にお問い合わせください)  |
| 付加できる特約事項          | ・個人で成人の方は「総合口座」として、最高200万円(ただし、お預入定期預金の<br>90%以内)まで当座貸越による自動融資がご利用いただけます。<br>普通預金残高が不足した場合のみ、自動的に当座貸越が発生し、当座貸越が発生中に普通預金へ入<br>金があった場合は、自動的に当座貸越元金に充当されます。<br>貸越利率は担保定期預金の約定利率に年率0.5%を上乗せした利率となります。<br>担保定期預金が複数ある場合は、利率の低い順序となり、同じ利率のものがある場合は、お預入日<br>(自動継続の場合は、その継続日)の早い順序にしたがって適用されます。<br>貸越利率は付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日、1年を365日として<br>日割り計算のうえ普通預金から引落とし、または貸越元金に組入れします。<br>「総合口座」のお取引は、1人1口座に限定させていただきます。<br>(総合口座としてご利用の場合は、「総合口座規定」によります。)<br>・公共料金等、各種料金などの自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取が<br>ご利用できます。ご利用にあたっては手続きが必要となります。<br>・インターネットバンキングによる資金移動がご利用できます。<br>・マル優のお取扱いができます。<br>マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご<br>利用いただけます。 |
| 譲渡、質入れ             | 譲渡、質入れすることはできません。<br>ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基<br>づいてのお取扱いとなります。  |

普通預金

商品概要説明書

| 項 目           | 内 容  |
|---------------|--|
| 手数料           | <p>キャッシュカードによるお取引にあたっては、ご利用時間・お取引内容に応じてATM・CDご利用手数料がかかる場合があります。詳しくはATMコーナーに掲示の「ATMご利用時間・手数料一覧表」をご覧ください。</p> <p>再発行手数料 通帳・キャッシュカード1, 100円</p>   |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p><b>【苦情処理措置】</b><br/>                     本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b><br/>                     東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| その他参考となる事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は「普通預金規定」によりお取り扱いします。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。</li> <li>・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。</li> </ul>  |